

平成17年11月28日

小金井市長

稲葉孝彦様

小金井市市民参加推進会議

委員長 室井敬司

市民参加条例第20条第1項の規定に基づく提言

市民参加条例第20条第1項の規定に基づき、下記の事項について別紙のとおり提言いたします。

記

附属機関等の委員への市議会議員の就任について

(別紙)

附属機関等の委員への市議会議員の就任について

小金井市市民参加推進会議では、市民参加による市民と行政との協働の推進という観点と、市議会と市長の二元代表制という観点から、市長等が諮問や調査等のために設置する附属機関等について、市議会議員は委員として極力就任しないことが望ましいという結論に至りました。そこで、小金井市市民参加条例第8条に規定されている附属機関等の委員への市議会議員の就任について、以下のように提言いたします。

【市議会議員の附属機関等への就任の状況】

小金井市市民参加条例第8条に規定されている附属機関等のなかで、市議会議員が委員を務める附属機関名と人数は、次のとおりです。①消防団運営審議会（3人）、②交通安全推進協議会（1人）、③国民健康保険運営協議会（4人）、④民生委員推せん会（1人）、⑤市民健康づくり審議会（1人）、⑥青少年問題協議会（5人）、⑦都市計画審議会（9人）

【市議会議員が附属機関等の委員に就任する根拠】

(1) 法令に基づくもの

上記のうち4機関は、それぞれ以下の規定に基づき、議員等を構成員としています。

③国民健康保険運営協議会（国民健康保険法施行令第3条「公益を代表する委員」）

④民生委員推せん会（民生委員法第8条「市町村の議会の議員」）

⑥青少年問題協議会（地方青少年問題協議会法第3条「地方公共団体の議会の議員」）

⑦都市計画審議会（都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令第3条「市町村の議会の議員」）

(2) 条例に基づくもの

残る3機関は、小金井市の条例の以下の規定により議員等を構成員としています。

①消防団運営審議会（消防団運営審議会条例第3条「小金井市議会議員」）

②交通安全推進協議会（交通安全推進協議会条例第6条「学識経験者」）

⑤市民健康づくり審議会（市民健康づくり審議会条例第3条「市議会議員」）

【提言】

市議会議員の附属機関等への就任の状況とその根拠を検討した結果、小金井市市民参加推進会議は、次のように結論し提言するものです。

(1) 国民健康保険運営協議会については、現在「公益を代表する委員」という形で市議会議員が4人就任しているが、これを減員して、学識経験者を中心とする「公益を代表する委員」を増員すること。

(2) 都市計画審議会については、現行委員構成の「学識経験のある者6人以内」、「小金井市議会の議員9人以内」、「関係行政機関の職員4人以内」を見直し、「学識経験

のある者 5 人以内」、「小金井市議会の議員 5 人以内」、「関係行政機関の職員 4 人以内」とし、その減員分で新たに「公募市民枠 5 人以内」を設けること。

(3) その他の機関については現行どおりとすること。

—参考—

【附属機関等の市議会議員の委員数】

附属機関等の名称	委員総数 (人)	議員 (人)		備 考
		現行	提言	
①消防団運営審議会	11	3	3	現状維持
②交通安全推進協議会	19	1	1	現状維持
③国民健康保険運営協議会	17	4	減員	現状より減員
④民生委員推せん会	7	1	1	現状維持
⑤市民健康づくり審議会	15	1	1	現状維持
⑥青少年問題協議会	25	5	5	現状維持
⑦都市計画審議会	19	9	5	学識 6→5 公募枠 5 を新設